

## 生活困窮者等に対する

# 安心サポート事業

この事業は、生活困窮者への相談支援や自立相談支援機関との連携、経済的援助などにより制度の狭間の対応を行い、生活困窮者の自立へつなげていくことを目的として、北海道社会福祉協議会実施主体のもと、清里町社会福祉協議会が行っております。



電気代が支払えなく、電気が止まりそう・・・  
行政制度や親せき、近隣からの支援が望めない・・・  
生活費が足りなく、ご飯を買えない・・・  
必要な医療費や福祉サービス利用料の支払が出来ない・・・



このようなときに、実際に物品による経済的援助を受けながら相談できる制度が**生活困窮者等に対する安心サポート事業**です。

## 生活困窮者等に対する安心サポート事業

### ～対象となる方～

1. 清里町内に住んでいる、生命の関わる緊急性を要する生活困窮者。
2. 食材費や光熱水費、生活に必要な日用品の費用負担が困難な方。
3. 生計が困難で必要な医療費や福祉サービスに要する費用負担が困難な方。

ただし以下に該当する場合を除く。

- ・施設入所中の場合や生活保護受給者
- ・借入金の返済や緊急性のない滞納金や日常生活費に充てようとする場合
- ・自立に向けた相談支援を受けず、経済的援助のみを求める場合
- ・その他本会が本事業による支援は妥当でないと判断した場合

### ～事業内容～

1. 自立相談支援機関等の関連機関と連携し、相談支援を行います。
2. 緊急性を要する生活に困窮されている方に、現物による給付を行います。  
(経済的援助の支援機関と支援限度総額)  
初回給付から1か月(31日間)以内とし、支給限度額は30,000円とする。

### ～お電話、または来所にて、ご相談ください～

社会福祉法人 清里町社会福祉協議会

清里町羽衣町35番地35保健センター内

電話 0152-22-4840

